新居浜市
国際化基本指針
（中間見直し案）

2021（令和3）年3月策定

2026（令和8）年3月改訂

新居浜市

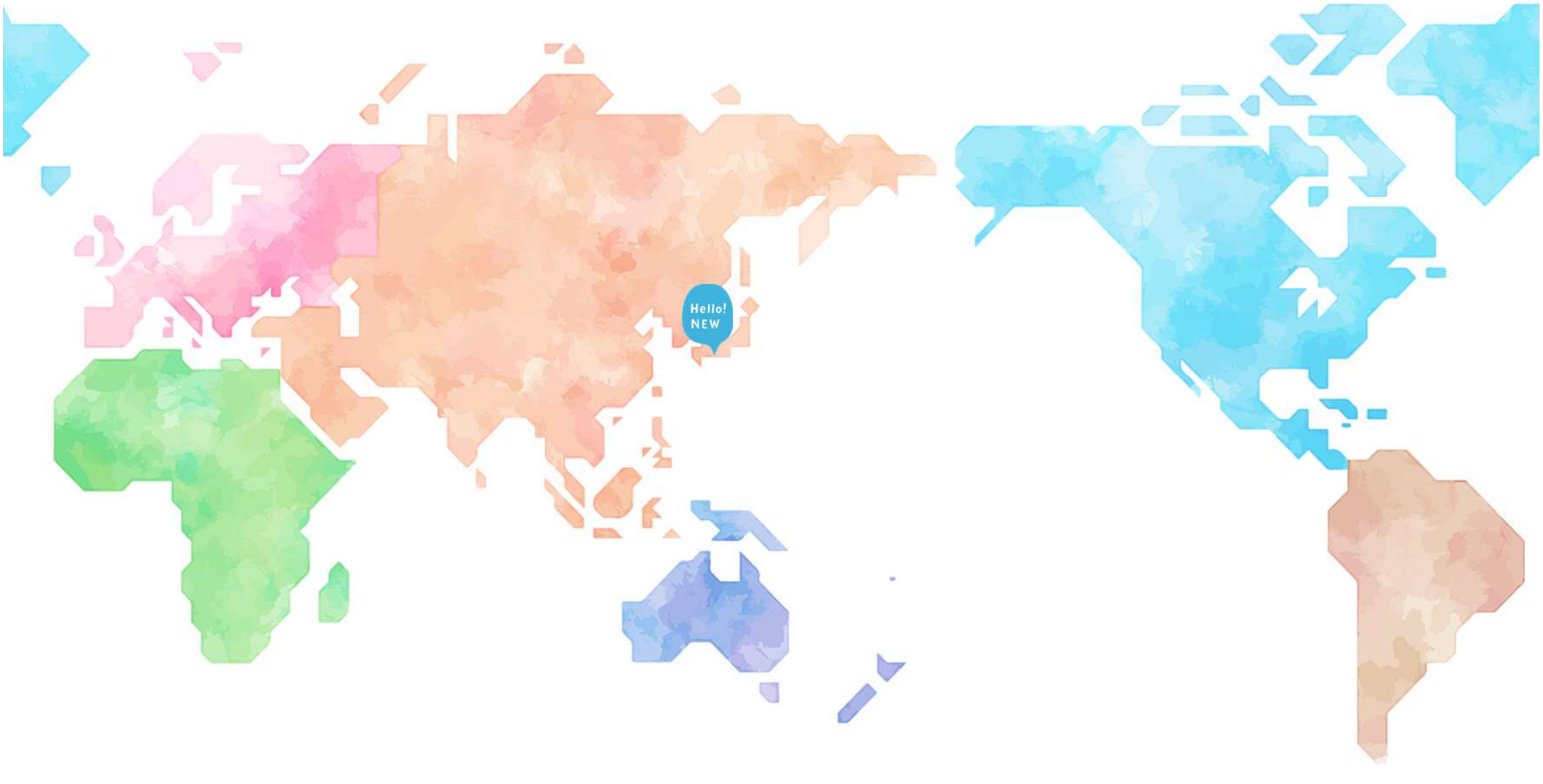

もくじ

第１章　指針策定にあたって　1

1　指針策定の趣旨
2　指針の位置付け
3　指針の期間
4　指針の中間見直し

第２章　新居浜市の現状と課題　3

1　現状
2　課題

第３章　新居浜市の目指す国際化　8

1　基本理念
2　基本方針
3　体系図
4　成果指標

第４章　具体的な施策　11

1　多文化共生社会の推進 ･･････ 11
（１）コミュニケーション支援
（２）生活支援
（３）国際化意識の啓発
（４）社会参画促進
（５）都市間交流
（６）観光交流
2　地域の国際化の推進体制 ･･････ 14
（１）地域の国際化の拠点
（２）連携・協働
（３）多様な人材の活用
（４）市内部の体制
3　各フィールドに期待される役割 ･･････ 15

資料　16

アンケート調査 ･･････ 16

第１章　指針策定にあたって

1　指針策定の趣旨

本市では、2009（平成21）年2月に「新居浜市国際化基本計画」を策定し、本市が目指すべき国際化の方向性を示し、市民や民間団体等との協働により、総合的・計画的に推進してきました。

しかし、「新居浜市国際化基本計画」を策定してから相当な期間が経過する中、外国人住民の急激な増加・多国籍化、入国管理制度等の改正、デジタル化の進展、気象災害の多発・激甚化など多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

そこで、「新居浜市国際化基本計画」の見直しを図り、これまでの国際化の取組を継承・発展させながら、外国人が暮らしやすい多文化共生※1のまちづくりを目指すための方向性を示すものとして「新居浜市国際化基本指針」を策定するものです。

※1　多文化共生：国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

2　指針の位置付け

この指針は、本市のまちづくりの最上位に位置付けられる「新居浜市長期総合計画」を国際化という観点から補完するものであり、本市の国際化施策を総合的に推進するための基本方針を示すものとして、「第六次新居浜市長期総合計画」と整合性を図ります。

第五次新居浜市長期総合計画
2011（H23）年度から2020（R2）年度まで

国 際 化 関 連

【フィールド6】
自立協働～多様な地域主体が自立・連携する協働型社会の実現～

施策6－8　国際化の推進
グローバルな視点でまちづくりを推進します。
1．国際交流の推進
2．多文化共生社会の推進
3．国際化を進める体制づくり

→

第六次新居浜市長期総合計画（案）
2021（R3）年度から2030（R12）年度まで

国 際 化 関 連

【基本計画5】
人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・地域コミュニティ～人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり～

施策5－9　国際化の推進
友好都市との交流を継続するとともに、市民と外国との交流を推進します。いろいろな文化が共生した住みやすい社会や国際化のための体制づくりを進めます。
1．国際交流の推進
2．多文化共生社会の推進
3．国際化を進める体制づくり

↓ 長期総合計画を補完する下位計画 ↓

新居浜市国際化基本計画
2009（H21）年度から

→

新居浜市国際化基本指針
※2021（R3）年度から概ね10年（5年で中間見直し）

3　指針の期間

指針の期間は、「第六次新居浜市長期総合計画」の計画期間に合わせ、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

4　指針の中間見直し

令和8年（2026年）1月1日現在、新居浜市における外国籍住民の人口は 1,900 人を超え、市総人口に対する外国人住民の割合は 約1.7％となっており、毎年増加の傾向が続いております。また、日本国籍を有していても、外国に文化的背景などのルーツを持つ人もおり、国籍や民族にかかわらず、多様なバックグラウンドを持つ人々が生活しています。

令和3年（2021年）3月に「新居浜市国際化基本指針」を策定し、「誰もが住みたい 住み続けたい 多文化共生のまち　にいはま」を基本理念として定め、多文化共生社会の実現に向けて、関係機関、関係団体の活動を含め、全庁をあげてさまざまな取組を進めてきました。

指針の策定後、外国人住民の増加、アフターコロナを踏まえた生活様式の変化、デジタル化の進展、南海トラフ大地震等への防災意識の高まり、技能実習制度から育成就労制度への移行など、国際化社会を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、国籍に関わらず、すべての人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりが求められています。

特に、技能実習制度から育成就労制度への移行においては、これまで技能移転を目的としていた制度は人材育成と長期的な就労を前提とする仕組みに転換され、今まで以上に長く新居浜市で就労、生活していく可能性が高まります。そのため、市や企業は、日本語教育や生活支援、キャリア形成のサポート体制を強化する必要があり、地域全体で外国人材を支えるネットワーク構築が不可欠となります。

こうした状況の中で、本基本指針については令和３年の策定当初から概ね５年経過により中間見直しを行うこととしており、現在の取組の評価や課題を整理するとともに、新居浜市国際化基本指針検討委員会を設置し、委員の皆さまからご意見をいただきながら、多文化共生施策のさらなる充実を目指し、基本指針の見直し検討を行ってまいりました。また、上位計画である｢第六次新居浜市長期総合計画｣の中間見直しに合わせて、令和8年（2026年）3月に見直しを行いました。

- 市人口の減少と少子高齢化の進展
- 外国人住民の増加
- アフターコロナを踏まえた生活様式及びコミュニティ意識の変化
- デジタル化の進展
- 技能実習制度から育成就労制度への変更

第２章　新居浜市の現状と課題

1　現状

（１）新居浜市の人口の状況

本市の人口は、2024（令和６）年度末現在において112,017人で、10年前の2014（平成26）年度末の122,751人と比べて10,734人（8.7%）減少しています。年齢区分別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が横ばいで推移しており、少子高齢化が進んでいます。

▶　新居浜市の人口

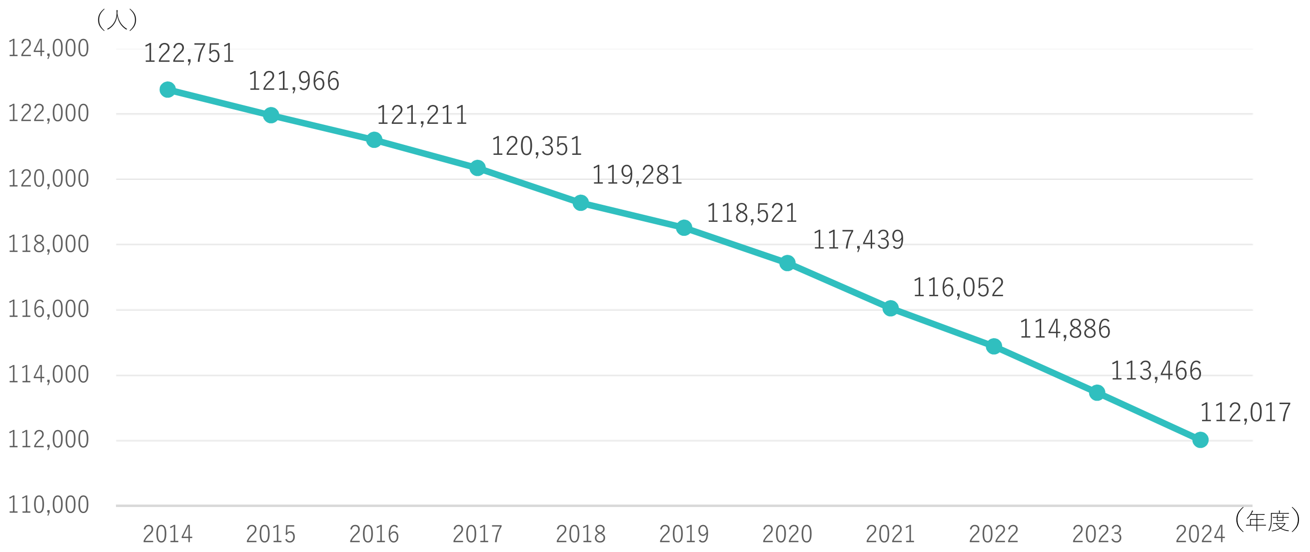

▶　年齢区分別の人口

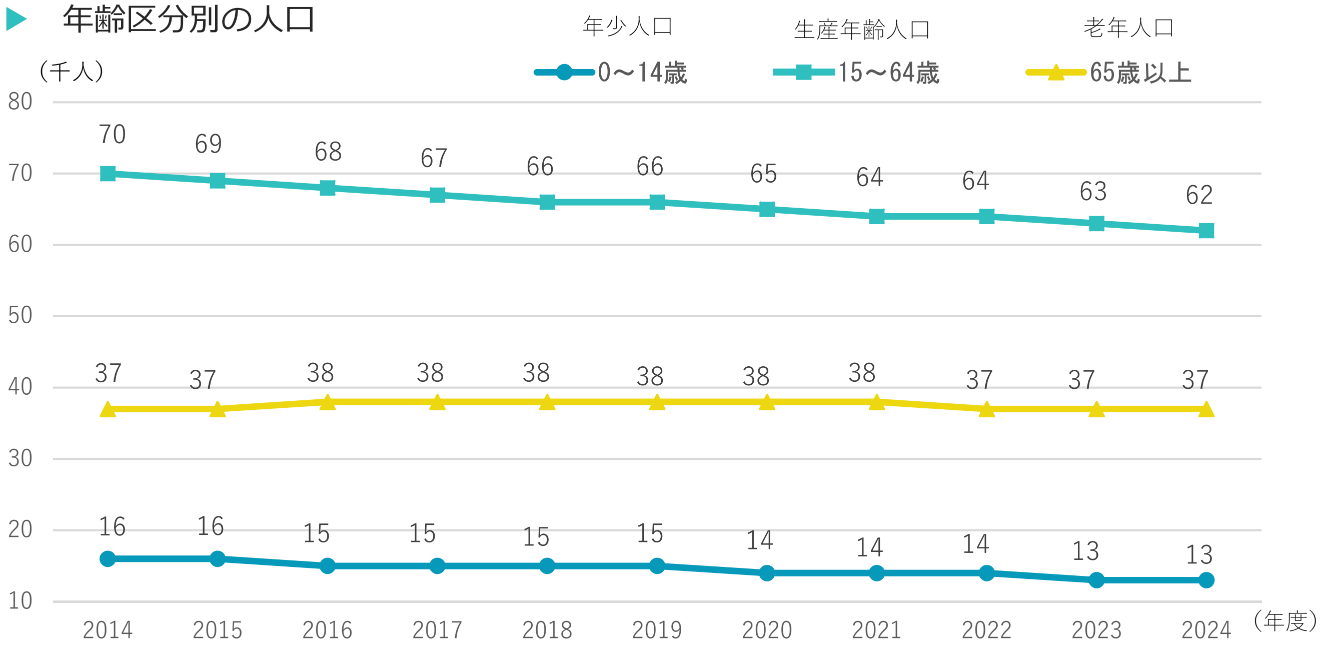

（２）外国人住民の状況

本市の外国人住民は、2024（令和６）年度末現在において、1,792人で、10年前の2014（平成26）年度末の893人と比べて899人（100.7%）増加し、過去最高となっています。

また、外国人住民が本市の総人口112,017人に占める割合は、10年前と比べて0.87%増加し、1.60%となり、過去最高となっています。

▶ 外国人住民の推移

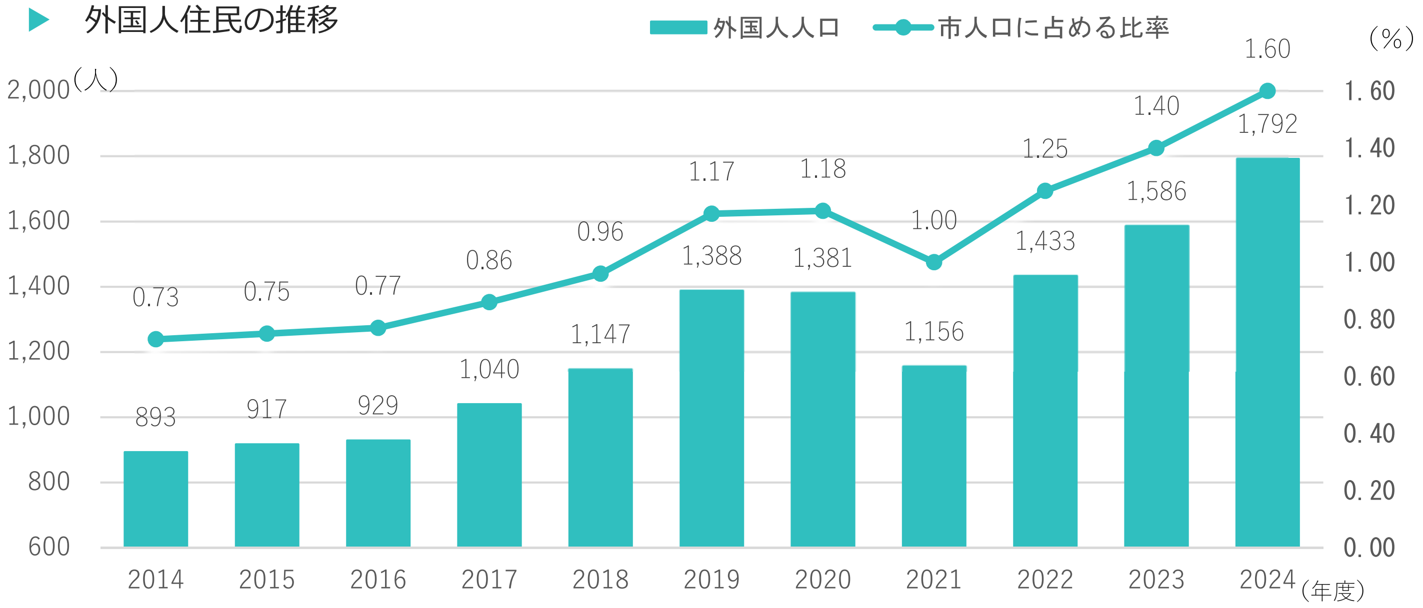

▶ 外国人住民の国籍別人数

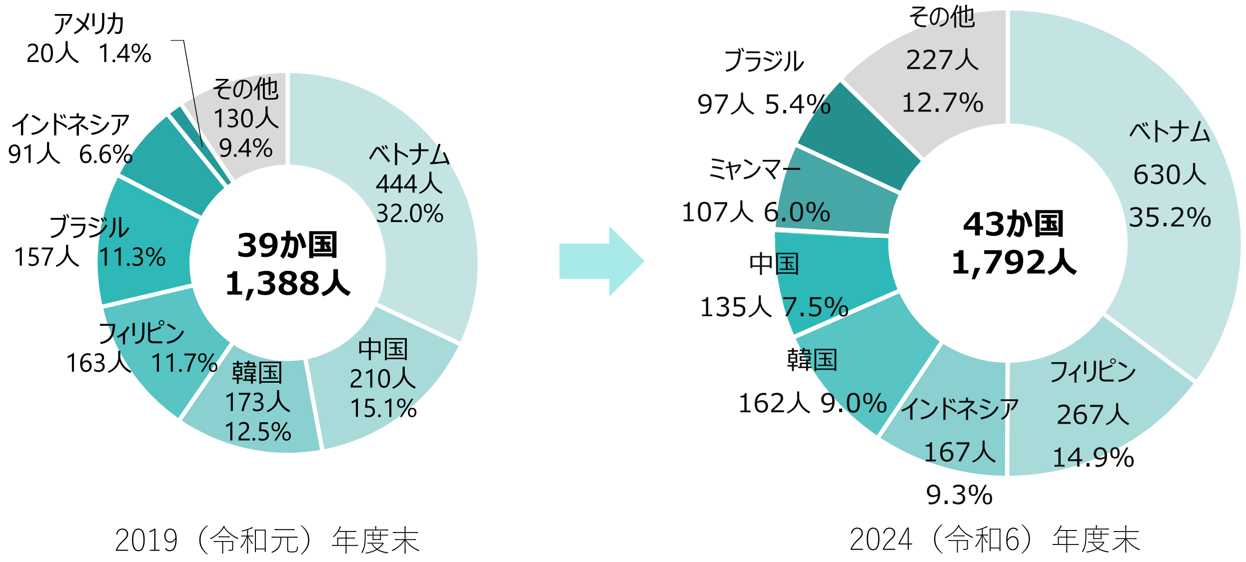

外国人住民の国籍別人数は、2024（令和６）年度末現在においてベトナム（630人、構成比35.2%）が最も多く、次いで、フィリピン（267人、構成比14.9%）、インドネシア（167人、構成比9.3%）、韓国（162人、構成比9.0%）、中国（135人、構成比7.5%）、ミャンマー（107人、構成比6.0%）の順となり、全ての国籍数は43か国となっています。

また、5年前の2019（令和元）年度末と比べて、東南アジア国籍の人数が増加し、ベトナムは186人増、フィリピンは104人増、インドネシアは76人と特に大幅に増加しています。

▶ 外国人住民の在留資格別人数

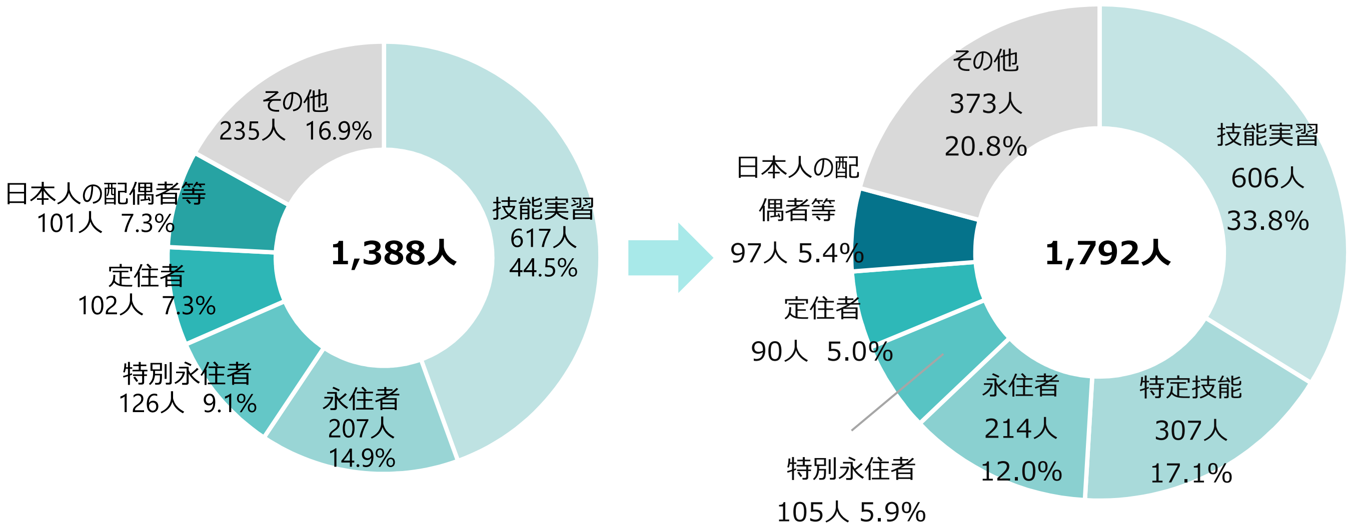

2019（令和元）年度末　　　2024（令和６）年度末

外国人住民の在留資格別人数を比率で見てみると、「技能実習」が33.8％で最も多く、次いで「特定技能」が17.1％、「永住者」が12.0％、「特別永住者」が5.9％の順となっています。

なお、日本の在留資格別人口比率では、2024（令和６）年末現在の「技能実習」と「特定技能」を合わせた割合は19.6％（出入国在留管理庁データ）であることから、本市の「技能実習」、「特定技能」の比率が非常に高いことが特徴的と言えます。

（３）新居浜市国際化基本計画の総括

本市では、2009年（平成21）年に策定した「新居浜市国際化基本計画」に基づいて、国際化の推進に取り組んできました。

この計画においては、「違いを認め、だれもが自分らしく共に暮らせる新居浜市」を基本理念とし、①国際理解講座の充実及び外国人との交流機会の創出を主とした「国際理解・交流・協力」、②多文化共生の意識啓発及び外国人の生活支援を主とした「多文化共生社会の推進」、③外国人窓口の設置及びネットワークづくりを主とした「国際化を進める体制づくり」の３つを施策の大綱に掲げています。

計画の施策の柱の1つ目の「国際理解・交流・協力」では、ＡＬＴの増員や中学生の海外派遣事業の継続実施による学校における国際理解教育の推進、講座の実施による国際理解の推進、グローバルパーティーの開催などによる外国人との交流機会の創出などの取組が実現できています。一方で、友好都市である中国徳州市をはじめとした諸外国との都市間交流の推進、市民の国際化意識の醸成などが今後の課題として挙げられます。

２つ目の「多文化共生社会の推進」では、日本語教室の開催による日本語学習支援、国際交流協会ホームページの多言語化による情報提供などの取組が進んでいます。一方で、ごみ分別や防災情報などの生活情報の多言語化、公共施設の看板の外国語表記などの環境整備、地域における外国人の社会参画と地域の受入れ体制の整備が今後の課題として挙げられます。

３つ目の「国際化を進める体制づくり」では、国際化を推進する拠点としての国際交流協会の設立、協会内の外国人相談窓口の設置、国際交流員の雇用などによる体制の基盤づくりが進みました。一方で、通訳、翻訳などの国際ボランティアの育成、ホームステイの受入れ体制の整備、関係団体とのネットワークの構築などが今後の課題として挙げられます。

※2　国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）：主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流活動に従事する外国青年。

（４）アンケート調査結果（詳細はP14～19）

本指針を策定するにあたり、本市に住む外国人のニーズ、生活で困っていることや不安な事などを把握するため、市内在住の外国人にアンケートを実施しました。

普段の生活で困っていることや不安に思っていることは、「言葉に関すること」が62.7%と最も多く、次いで、「習慣・文化の違い」（24.6%）、「医療のこと」(14.1%）、「仕事（職場）のこと」（12.7%）となっています。「特にない」は22.2%でした。

日常生活で困った時の解決方法としては、「日本の友人・知人に相談する」が50.7%と最も多く、次いで、「職場の同僚や上司、学校の先生などに相談する」（41.9%）、「家族に相談する」(35.6%）、「インターネット・SNSで調べる」（31.0%）となっています。「解決方法がない」は1.1%でした。

生活に必要な情報の収集方法としては、「インターネット・SNS※3」が53.5%と最も多く、次いで、「日本の友人・知人」（50.0%）、「職場の同僚や上司、学校の先生など」(34.5%）、「家族」（23.2%）となっています。「特にない」は2.5%でした。

情報の提供の充実としては、「外国語で相談できる窓口」が36.3%と最も多く、次いで、「健康保険・年金制度」（25.0%）、「日本語教室」(24.3%）、「ごみ出しなどの生活ルール」（21.5%）となっています。「特にない」は12.7%でした。

地域で参加している活動としては、「日本語・日本文化を学ぶ活動」が25.4%と最も多く、次いで、「お祭り・イベント」（22.9%）、「スポーツ」(7.4%)となっています。「参加していない」は52.8%でした。

日頃から災害に備えるために知っておきたい情報としては、「避難場所や避難経路」が57.0%と最も多く、次いで、「災害が起きた時にどのように行動すればよいか」（52.8%）、「何を準備しておいたらよいか」（46.8%）、「地域の防災に関する情報」（38.7%）となっています。「特にない」は11.6%でした。

病院に行くとき困ることとして、「言葉が通じないため医師に症状が伝わりにくい」が57.7%と最も多く、次いで、「医療費が高い」（20.8%）、「病院の探し方が分からない」(18.7%)となっています。「特にない」は20.8%でした。

※3　SNS（Social networking service）：登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

2　課題

（１）多言語による生活支援の充実

本市の人口が減少する一方、在留資格では「技能実習」、「特定技能」の外国人の増加し、多国籍化も進んでいます。外国人住民にとっては、言葉に関することが生活する上で一番困っていることであるため、日常生活で必要としている生活のルールや防災などの情報を多言語により提供することが重要です。

また、外国語で相談できる窓口を開設することにより、外国人住民の不安を取り除くことも重要となっています。

（２）外国人の社会参画の推進

外国人住民が、地域の行事やイベントに参加する機会が少なく、また、地域の受け入れ体制もまだまだ整備されていません。地域住民の国際化意識の醸成を図り、外国人住民と連携・協働しながら外国人の社会参画を図ることが課題となっています。

（３）推進体制の整備

国際ボランティアの育成、関係団体間のネットワークづくりによる連携・協働などが十分ではないことから、多文化共生社会のまちづくりに向けて、推進体制の整備が課題となっています。

第３章　新居浜市の目指す国際化

1　基本理念

「　誰もが住みたい 住み続けたい多文化共生のまち　にいはま　」

本市に住む全ての人が、国籍や民族を問わず、互いの文化的な違いや多様な価値観を認め合い、対等な関係を築きながら、共に生きていくことにより、豊かな心で幸せに住み続けられる「誰一人取り残さない」まちづくりを目指します。

住みたい住み続けたいとは、住みやすく安全で安心なまちを表し、多文化共生とは、国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことを表しています。

2　基本方針

（１）多文化共生社会の推進

①コミュニケーション支援

外国人住民の増加、多国籍化をふまえて、希少言語ややさしい日本語※4を含めた多言語による情報提供に努めます。その際、ＩＣＴ※5の積極的な活用を図ります。

外国人住民が、日常生活において困ることがないよう、ことばの学習支援や生活相談窓口の設置に努めます。

外国人と日本人との交流機会の創出に努めます。

②生活支援

災害発生時、教育、福祉、医療、労働環境などにおいて、多言語での対応を行うことにより、外国人の生活支援を図ります。

③国際化意識の啓発

学校や地域などにおいて国際理解を深める取組みを推進し、国際化意識の醸成に努めるとともに、啓発を図ります。

④社会参画促進

外国人住民が、審議会や委員会などの会議、地域の防災訓練など、地域社会への参画の促進に努めます。

⑤都市間交流

友好都市等と産業・経済・文化などにおいて都市間交流を図ります。

⑥観光交流

インバウンド観光客の受入れなど観光交流の促進に努めます。

（２）地域の国際化の推進体制

新居浜市国際交流協会を地域の国際化の拠点と位置づけ、活動環境の充実を図り、国際ボランティア、関係機関、関係企業、市などが連携しながら、本市の国際化の推進を図るための体制づくりに努めます。

（３）5つのフィールドによる役割分担

新居浜市、国際交流協会、市民・地域、企業・団体、学校がそれぞれの立場で役割を果たし、連携・協働しながら多文化共生社会の推進を図ります。

※4　やさしい日本語：簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語のこと

※5　ＩＣＴ（Information and Communication Technology［情報通信技術］）通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

3　体系図

フィールド

新居浜市

国際交流協会

市民・地域

企業・団体

学校

地域の国際化の推進体制

地域の国際化の拠点
国際交流協会の充実・強化

連携・協働
関係機関、関係企業等との
ネットワーク構築
国際ボランティアとの連携

多様な人材の活用
国際交流員の活用
地域リーダーの育成・活用

市内部の体制
市内部での推進体制の整備

多文化共生社会の推進

コミュニケーション支援

- 情報提供
- ことばの学習支援
- 外国人の生活相談窓口の設置
- 外国人との交流機会の創出

生活支援

- 災害時の支援
- 教育・福祉
- 医療・保健
- 労働環境

国際化意識の啓発

- 地域の国際化をになう人づくり
- 地域コミュニティ
- 学校における国際理解教育の推進
- 国際理解講座の充実
- 国際協力の促進

社会参画促進

- 外国人の地域社会への参画の促進

都市間交流

- 友好都市等との産業・経済・文化交流

観光交流

- インバウンド※6観光客の受入れ

※6　インバウンド：訪日外国人旅行のこと

誰もが住みたい 住み続けたい多文化共生のまち　にいはま

4　成果指標

　本基本指針における基本理念を「誰もが住みたい　住み続けたい多文化共生のまち　にいはま」としていることから、最終年である令和１２年度時点において、市内外国人住民を対象としたアンケート調査を実施し、外国人住民の大多数の方が今後も引き続き新居浜市に住み続けたいと回答していただけるよう目標値を設定します。

成果指標	**外国人住民による新居浜市での定住希望率**
目標値	外国人住民が「今後も新居浜市に住み続けたい」と回答する割合　**８０％**

第４章　具体的な施策

基本理念を達成するために、次の施策の実施に努めます。

1　多文化共生社会の推進

（1）コミュニケーション支援

① 情報提供

地域のルール、生活情報、交通ルールやマナー、習慣、イベント、行政などの情報について、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報提供に努めます。

通訳の配置のほか、ICTを活用した多言語翻訳アプリ等により、必要な多言語対応の体制の整備に努めます。

多言語による情報の提供に関しては、国際交流協会、市役所の窓口に加えて、ホームページやSNSの積極的な活用に努めます。

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期に、日本での生活に慣れるための講座やオリエンテーション等を実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する体制づくりに努めます。

② ことばの学習支援

増加を続ける外国人住民が、日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、各種関係団体と連携し、日常生活を行うためのことばの学習支援に努めます。

③ 外国人の生活相談窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口を国際交流協会及び市役所に設置します。

④ 外国人との交流機会の創出

外国人と市民との交流イベントに、多くの市民が参加できるよう、各種関係団体と連携し交流イベントを実施するとともに、ICTを活用した多様な交流機会の創出に努めます。

また、交流機会を通じて、地域への理解と親しみを深め、安心して生活できる環境を整えるため、本市の文化、歴史、産業の特色などを紹介していきます。

（2）生活支援

① 災害時の支援

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、国際交流協会と市との連携体制の整備を図ります。

要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時から的確に把握するよう努めます。

また、外国人被災者に対し、災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等を活用するほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信の実施に努めます。

② 教育・福祉

日本語でのコミュニケーション能力が不足している児童・生徒に対しては、学校とボランティア団体等が連携し、学習サポートに努めます。

また、学習支援を必要とする児童・生徒に対応できるよう支援体制の強化に努めます。

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなく、地域、関係団体、国際交流協会等が連携し、協力するよう努めます。

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手続きについて、多言語による情報提供に努めます。

③　医療・保健

医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるよう努めます。

病院・薬局、健康診断や健康相談の案内などについて、ホームページ等により、外国人住民へ多言語により情報提供するよう努めます。

通訳の必要な外国人が病院に行く時に協力できる人材を確保し、外国人の支援システムの構築を目指します。

④　労働環境

外国人の就業機会を確保するため、地域の各種関係団体と連携して就業支援に努めます。

また、外国人労働者や雇入れ企業の実態把握に努めるとともに、外国人労働者への生活支援や企業からの相談に対応できるネットワークを構築し、育成就労制度の円滑な運用を推進します。

（３）国際化意識の啓発

①　地域の国際化をになう人づくり

市民の国際理解を深めることにより、地域の国際化意識の醸成を図ります。

また、国際交流、国際協力などを通じて地域の国際化をになう人づくりに努めます。

②　地域コミュニティ

平常時・緊急時を問わず、地域コミュニティが中心となって、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、外国人雇入れ企業等とも連携しながら、自治会への外国人住民の加入を促すとともに、外国人が住む自治会において外国人住民と自治会が連絡を取ることができる仕組みづくりの推進に努めます。

③　学校における国際理解教育の推進

小・中学校では、外国語の授業のみならず、外国語指導助手（ＡＬＴ）※7や外国人などによる外国や他民族の紹介の授業を取り入れ、外国の文化や習慣、外国人を自然に受入れる意識づけに努めます。

また、ＩＣＴを活用した外国との異文化交流の体験などを通じて、さらに密度の濃い交流を図ります。

④　国際理解講座の充実

海外の様々な文化や習慣などを理解するための機会として、国際理解講座の充実に努めます。

※7　外国語指導助手（ＡＬＴ：Assistant Language Teacher）：主に学校、または教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員として外国語授業に携わり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事する外国青年。

⑤　国際協力の促進

関係機関と連携し、情報収集・情報発信を行い、市民の国際貢献活動及び市内の企業が持つ技術を活用した国際協力活動が活性化するよう努めます。

（４）社会参画促進

①　外国人の地域社会への参画の促進

外国人住民の地域社会への参画の促進に努めます。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮します。

審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、市の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みの構築に努めます。

高齢化率が増加を続ける中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけではなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっています。こうした状況を踏まえて、新居浜市連合自治会の連携を図りながら、外国人住民の防災訓練への参加や自主防災組織等への参画の促進を図ります。

（５）都市間交流

①　友好都市等との産業・経済・文化交流

友好都市である中国徳州市をはじめ、諸外国との都市間交流を通じた国際連携に努めます。

（６）観光交流

①　インバウンド観光客の受入れ

各種関係団体や観光施設などと協力し、地域の魅力に係る情報発信、地域の観光資源を活用したインバウンド観光客の受入れ、外国語観光ガイドの養成の推進に努めます。

2　地域の国際化の推進体制

（１）地域の国際化の拠点

①　国際交流協会の充実・強化

　これまで新居浜市国際交流協会が実施してきた国際理解、国際交流の振興、多言語による情報提供などに関する事業に加え、外国人住民や企業等に対する相談・支援事業等の機能の強化に努めます。

　また、国際交流協会の運営体制の強化を行い、その運営に関しては、市が必要な支援を行います。

（２）連携・協働

①　関係機関、関係企業等とのネットワーク構築

　国際化を推進する企業、団体等と連携し、情報共有、相互協力を図ることが出来るネットワークづくりに努めます。また、外国人労働者が新居浜市で安心して生活を送ることができるよう企業との連携を推進していきます。

②　国際ボランティアとの連携

　他国の言語や文化講座の講師、ホームステイの受入れ、通訳ガイド、翻訳、日本語教師などの国際ボランティアを募集し、部門ごとで登録し、外国人から依頼があった時に紹介できるシステムの構築に努めます。

　また、登録は日本人に限らず外国人も可能とし、同じ国の外国人の要望などへの支援をお願いしていきます。

（３）多様な人材の活用

①　国際交流員の活用

　外国語を母語とし、かつ日本語が堪能な外国出身の職員を、国際交流員として任用し、本市の国際理解・国際交流活動を強化していくとともに、適確な外国人等受入施策の展開に努めます。

②　地域リーダーの育成と活用

　外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティをつなぎキーパーソンとなるリーダー人材を育成していくとともに、地域リーダーを通じた外国人住民のネットワークの支援に努めます。

（４）市内部の体制

①　市内部での推進体制の整備

　地域の国際化にあたっては、計画的かつ総合的に推進する必要があることから、国際化推進担当部局と関係部局等が横断的に連絡調整を行い、連携を図る組織体制の整備に努めます。

3　各フィールドに期待される役割

◎：メイン　○：サポート

施策（大分類）	施策（小分類）	フィールド 国際交流協会	市民・地域	企業・団体	学校	市
コミュニケーション支援	情報提供	◎	○	○	○	◎
	ことばの学習支援	◎		◎		○
	外国人の生活相談窓口の設置	◎				○
	外国人との交流機会の創出	◎	○	◎	○	○
生活支援	災害時の支援	◎	○	○	○	◎
	教育・福祉	◎	○	○	◎	○
	医療・保健	◎	○	○		○
	労働環境	◎		○		○
国際化意識の啓発	地域の国際化をになう人づくり	◎	○	○	○	○
	地域コミュニティ	○	◎	○		○
	学校における国際理解教育の推進	○			◎	○
	国際理解講座の充実	◎	○	○		○
	国際協力の促進	◎	○	◎	○	○
社会参画促進	外国人の地域社会への参画の促進	◎	◎	○	○	◎
都市間交流	友好都市等との産業・経済・文化交流	○	○	◎	○	◎
観光交流	インバウンド観光客の受入れ	○	○	◎		○
地域の国際化の拠点	国際交流協会の充実・強化	◎				○
連携・協働	関係機関、関係企業等とのネットワーク構築	◎	○	◎	○	○
	国際ボランティアとの連携	◎	○	○	○	○
多様な人材の活用	国際交流員の活用	○	○	○	○	◎
	地域リーダーの育成と活用	◎	◎	○	○	○
市内部の体制	市内部での推進体制の整備					◎

資料　アンケート調査

（1） 調査目的

新居浜市国際化基本指針を策定するにあたり、本市に住む外国人の現状、課題、ニーズなどを把握し、多文化共生の社会づくりの参考とするため、市内在住の外国人にアンケートを実施しました。

（2） 調査期間

2020（令和2）年11月12日から2020（令和2）年12月4日まで

（3） 調査方法

①	調査依頼先	市内在住の外国人が在籍する企業、ボランティア団体、学校など
	配布者数	376人
	回答者数	284人
	回収率	75.5%
②	依頼方法	調査票を郵送又は手渡し
③	調査票言語	英語・中国語・韓国語・ベトナム語・やさしい日本語

（4） 調査結果

① 回答者について

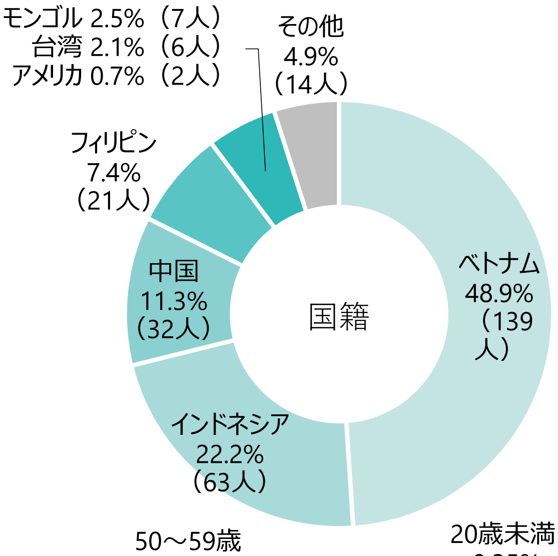

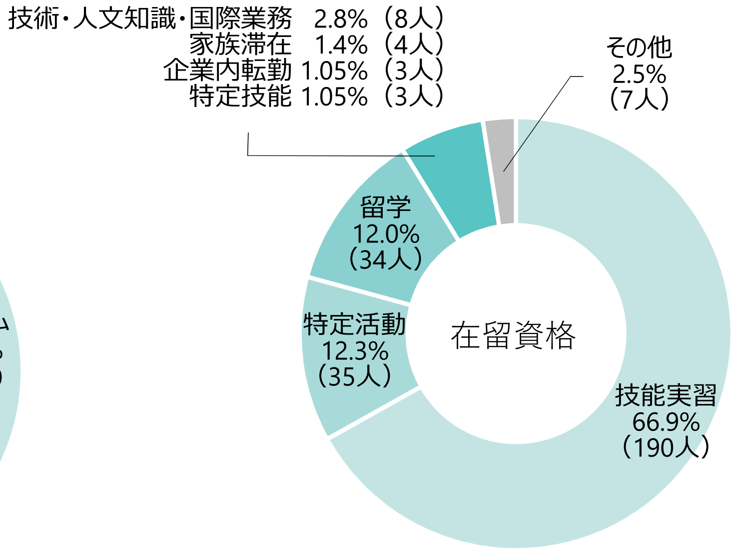

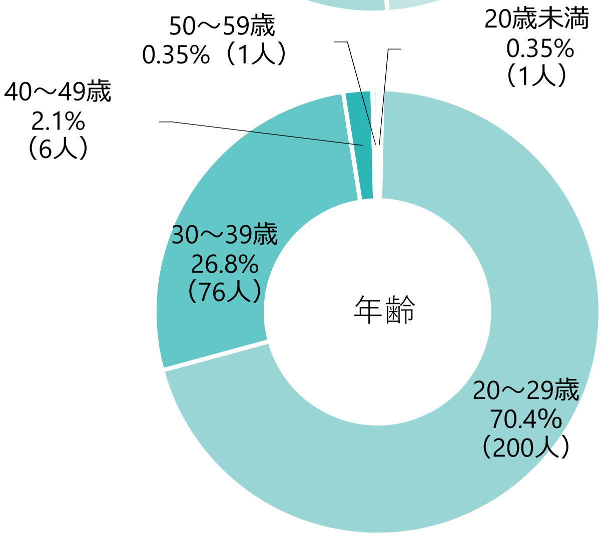

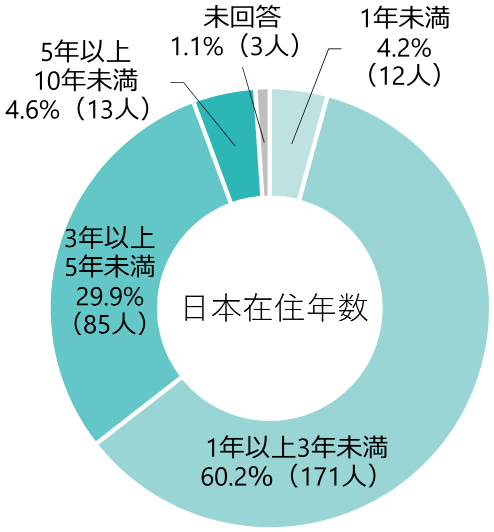

② 生活について

（ア） あなたが普段の生活で困っていることや、不安に思っていることは何ですか。（複数回答可）

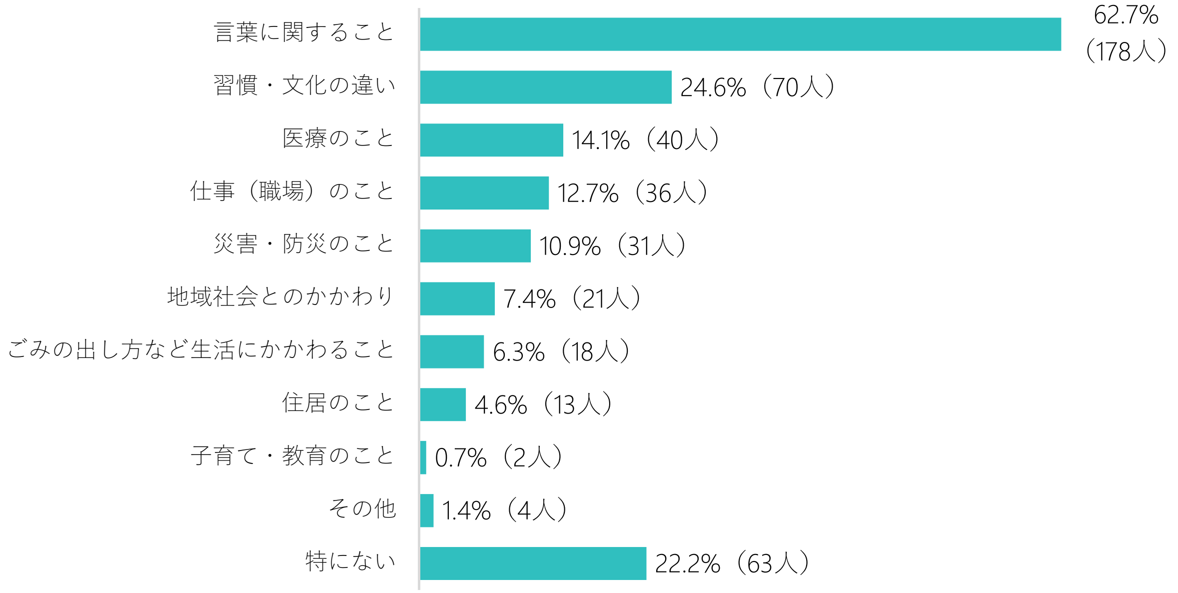

（イ） あなたが一番困っていることを具体的に書いてください。

- ○ 言語（日本語が難しい、方言が分からない、発音がうまくできない、コミュニケーションが上手く取れない、仕事中の指示が分からない、通訳を頼める人がいない、専門用語が分からない）
- ○ 習慣の違い
- ○ 公共交通機関が少なくて不便
- ○ 医療費が高い
- ○ 土、日曜日、祝日、夜間などが病院が休診であること
- ○ 仕事（給料が低い、残業が少ない）
- ○ 仕事や学校に行っているときに、お祈りの時間が取れない
- ○ 台風と地震が多い
- ○ 近所付き合い
- ○ ごみの分別方法
- ○ 家賃が高い
- ○ 年金、国民健康保険などの制度が分からない
- ○ 新型コロナウイルス感染症による影響　など

（ウ）　あなたは日常生活で困った時、どのように解決していますか。（複数回答可）

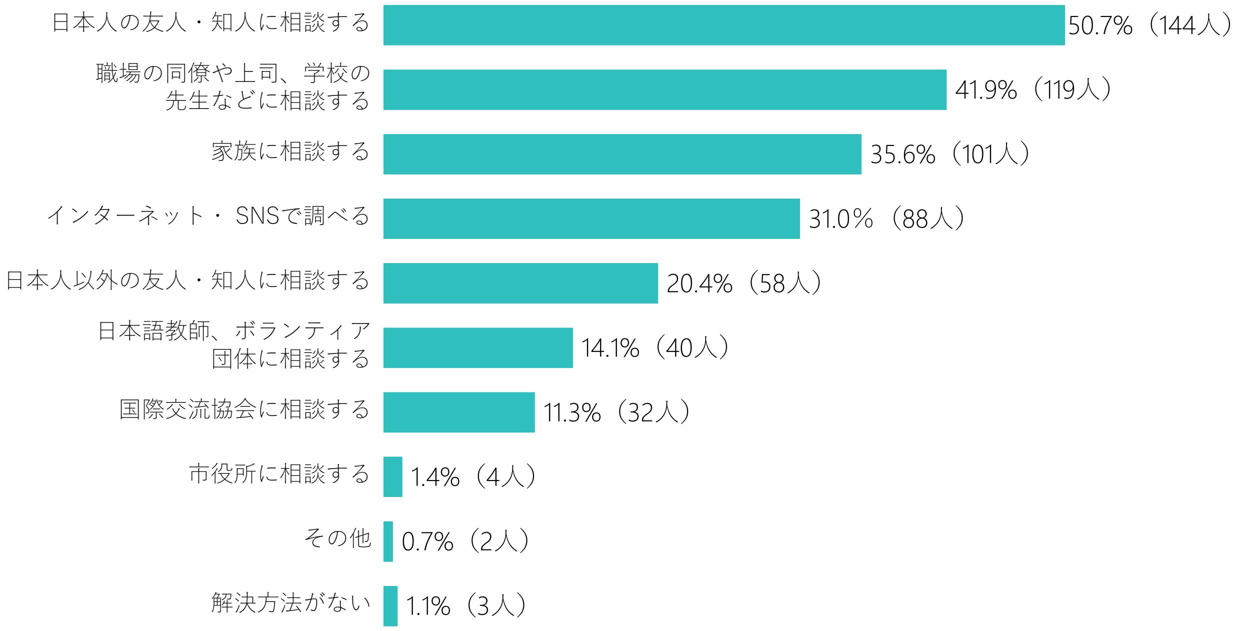

（エ）　あなたは生活に必要な情報を何から得ていますか。（複数回答可）

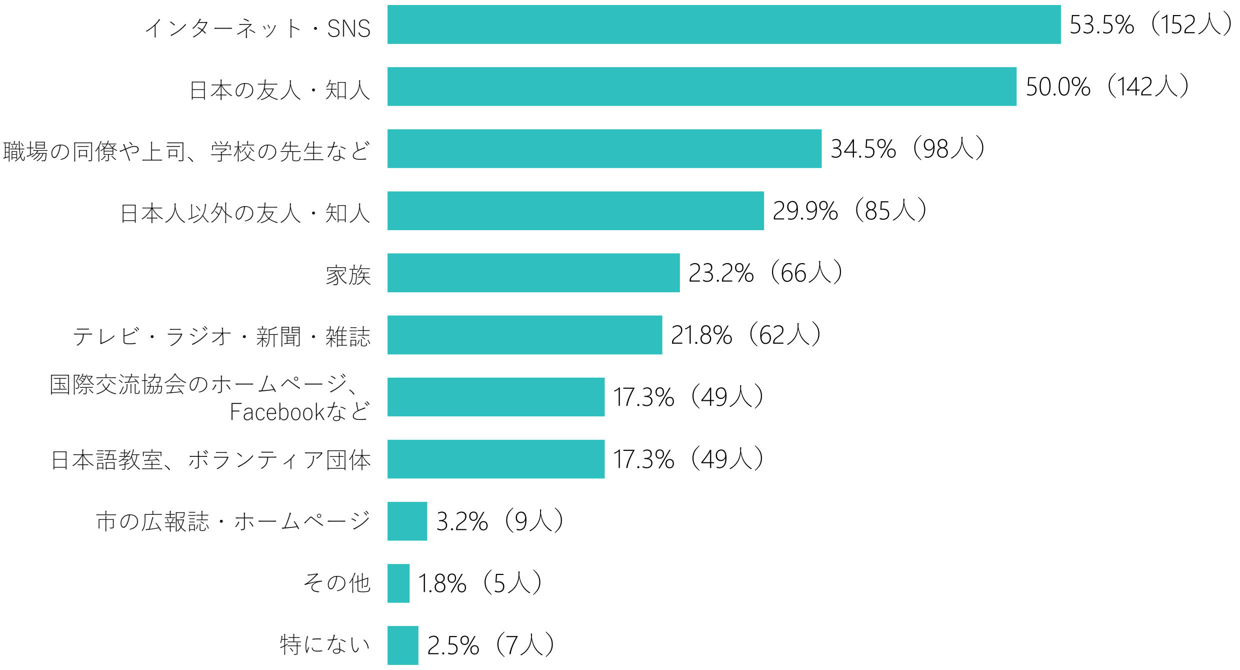

（オ）　どのような情報の提供を充実してほしいですか。（複数回答可）

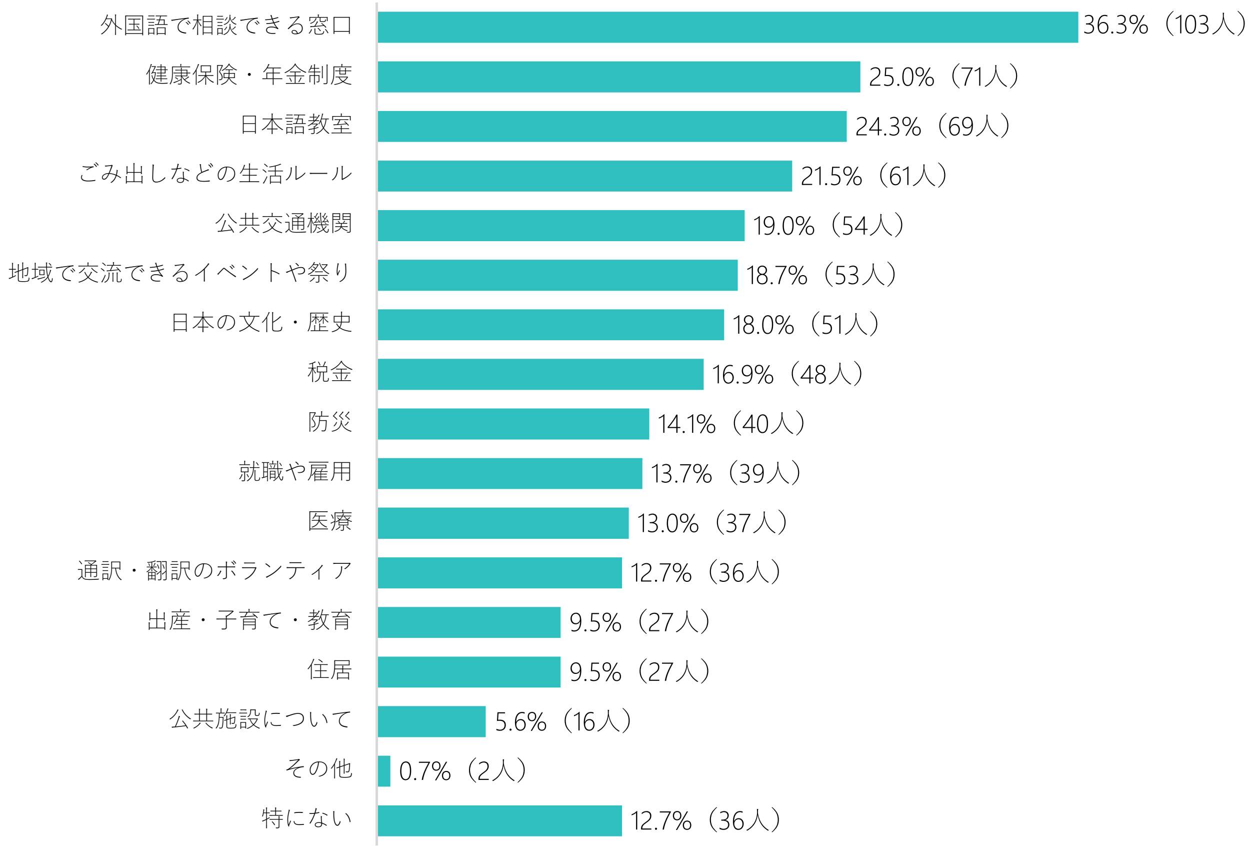

（カ）　新居浜市内で日本語以外の言語による情報は十分だと思いますか。

（キ）　あなたは日本人とどの程度お付き合いがありますか。

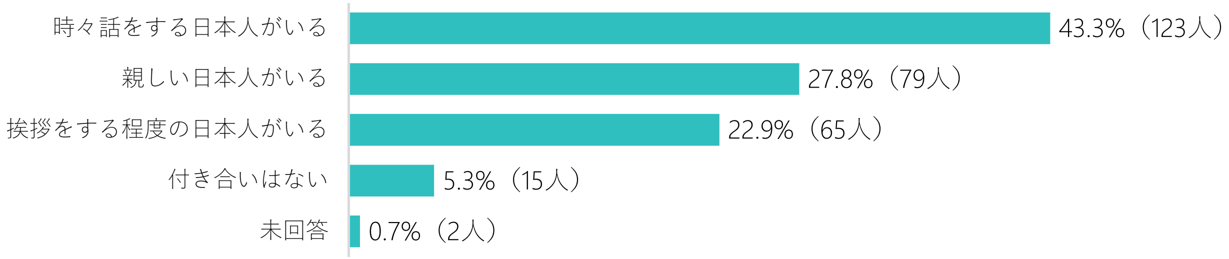

（ク）　あなたは、日本人でないことにより、違った扱い（差別など）を感じたことがありますか。

（ケ）　あなたが地域で参加している活動はありますか。（複数回答可）

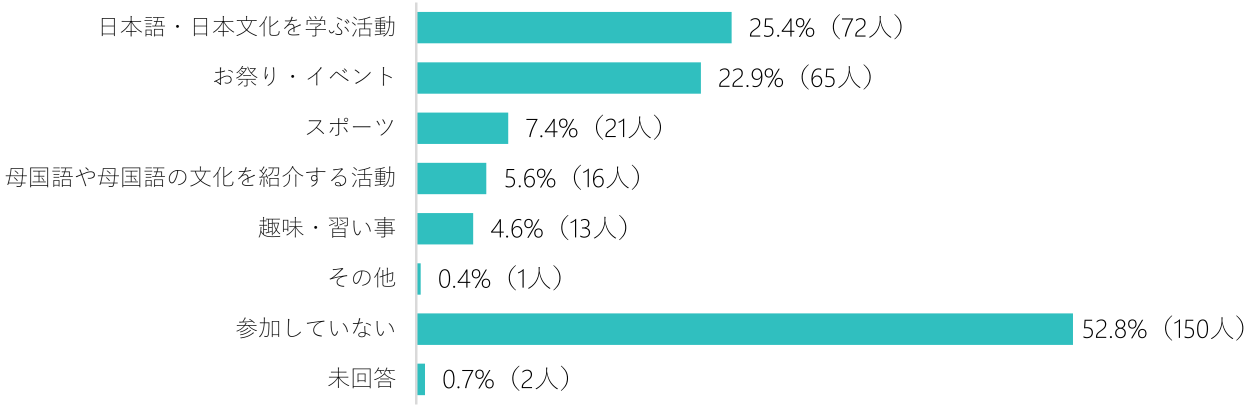

③　防災について

日頃から災害に備えるために知っておきたい情報は何ですか。（複数回答可）

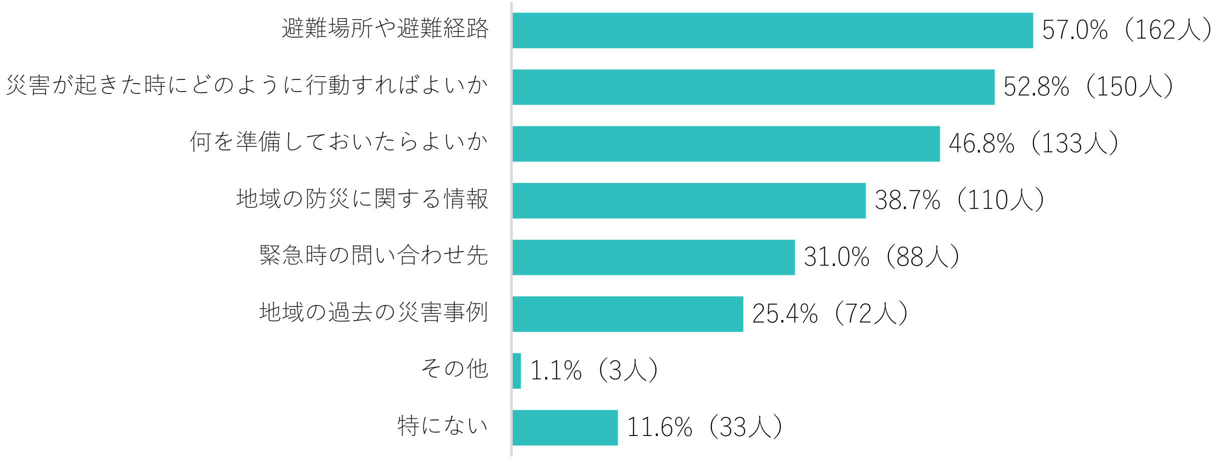

④　医療・救急について

病院に行くとき困ることは何ですか。（複数回答可）

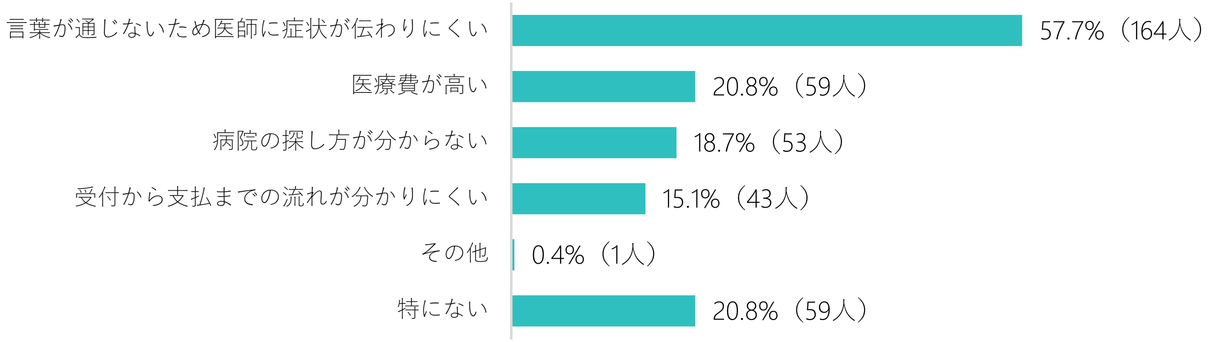

⑤　仕事について
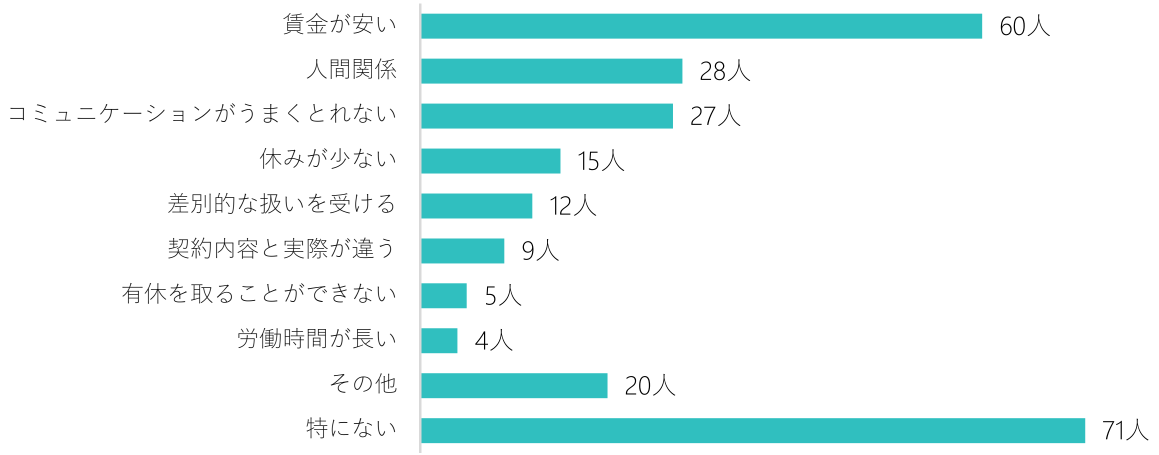
現在の仕事（職場）で困っていることは何ですか。（複数回答可）（仕事をしている人のみ）